

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案（ 条 例 案 の 概 要 ）	提出した意見
令和7年第3回定例会 議第63号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、規定の整備を行う。） 1 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等に併せて以下の措置を講じることがを任命権者に義務付ける。 (1) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供 (2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認 (3) 子の心身の状況又は家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認 (4) (3)により意向確認した事項への配慮 2 3歳に満たない子を養育する職員に対し、一定の期間内に、1(1)から(4)までに掲げる措置を講じることがを任命権者に義務付ける。) 議第64号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について （地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、「1日につき2時間の範囲内の休業（第1号部分休業）の形態に加え、1年につき条例で定める時間内の休業（第2号部分休業）の形態が設けられ、職員はいずれかの形態を選択可能」との拡充をされた部分休業制度に関して、条例で規定すべき事項を、国家公務員に準じて定める。） 1 部分休業の請求の単位期間を、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。 2 第1号部分休業は、30分単位で承認する。 3 第2号部分休業は、1年につき、次に定める時間の範囲内で原則1時間を単位として承認する。 (1) 常勤職員 77時間30分（10日相当分） (2) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間 4 職員が部分休業の申出の内容を変更できる特別の事情は、配偶者の入院、配偶者との別居等申出時に予測できなかった事実が生じたことにより、当該変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 5 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R7.6.23人委第104号)

令和 7 年第 4 回定例会 議第96号 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例について (1 岐阜県職員等旅費条例の一部改正 国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員に準じて規定の整備を行う。 (1) 旅費の原則実費支給化 旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、定額支給から実費支給（一部種目を除く。）に変更する。 (2) 旅行業者等に対する直接の支払い 県と旅行役務提供契約を締結した旅行業者等には、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅費に相当する金額を支払うことができることとする。 2 1に伴い、次の4条例について所要の規定の整理を行う。 (1) 岐阜県各種委員等給与条例 (2) 土地収用法の鑑定人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する条例 (3) 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (4) 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例)	異議なし。 (R7. 9. 19人委第104号の2)
令和 7 年第 5 回定例会 議第127号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (岐阜県人事委員会の令和 7 年10月 9 日付けの給与についての勧告に鑑み、所要の規定の整備を行う。 1 行政職給料表について、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の改定率が昨年を上回るよう、給与月額を平均2.91% (10,988円) 引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。 2 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を900円引き上げる（改定後：371,300円）。 3 自動車等の使用者に対する通勤手当の額について、次のとおり措置する。 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容 現行の中長距離区分の手当額を、自動車等の使用距離の区分に応じて200円から7,300円までの幅で引上げる。 (2) 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容 62,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする（現行の上限額は、70km以上の場合に39,900円）。 4 各宿日直手当について、支給上限額を引き上げる。 5 期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。また、任期付研究員等についても、一般職員との均衡を基本に引き上げる。 6 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R7. 12. 4人委第104号の5)

議第137号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。) 1 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正 (1) 教育職員に支給される教職調整額を給料月額100分の4から100分の10に相当する額に引き上げる。 (2) (1)の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。 (3) 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない。 2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正 (1) 義務教育等教員特別手当を、「月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額」に改める。 (2) 教育職給料表における給料月額への加算額を引上げる。 (3) (1)の義務教育等教員特別手当の改正に伴い、多学年学級担当手当を廃止する。)	
令和8年第1回定例会 議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (岐阜県人事委員会の令和7年10月9日付けの給与についての勧告に鑑み、所要の規定の整備を行う。) 1 特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署等又はへき地学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を手当の支給対象とする。 2 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R8.2.27人委第104号の6)

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- | | | | |
|-------------|---|-----------------------|-----|
| (1) 名 称 等 | 令和7年人事・給与統計 | 251ページ | 24部 |
| (2) 調 査 対 象 | 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和6年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く） | | |
| (3) 内 容 | ア 人事に関する統計
（ア）職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計）
（イ）職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計） | | |
| (4) 調 査 時 期 | 静態統計・給与統計 | 令和7年4月1日 | |
| | 動態統計 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで | |